

議案第 5 号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の6.6」に改める。

第5条中「24,100円」を「26,100円」に改める。

第7条中「100分の2.2」を「100分の2.7」に改める。

第9条中「8,900円」を「9,700円」に改める。

第11条中「100分の1.9」を「100分の2.3」に改める。

第13条中「10,100円」を「11,000円」に改める。

第28条第1項第1号ア中「16,870円」を「18,270円」に改め、同号ウ中「6,230円」を「6,790円」に改め、同号オ中「7,070円」を「7,700円」に改め、同項第2号ア中「12,050円」を「13,050円」に改め、同号ウ中「4,450円」を「4,850円」に改め、同号オ中「5,050円」を「5,500円」に改め、同項第3号ア中「4,820円」を「5,220円」に改め、同号ウ中「1,780円」を「1,940円」に改め、同号オ中「2,020円」を「2,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,615円」を「3,915円」に改め、同号イ中「6,025円」を「6,525円」に改め、同号ウ中「9,640円」を「10,440円」に改め、同号エ中「12,050円」を「13,050円」に改め、同項第2号ア中「1,335円」を「1,455円」に改め、同号イ中「2,225円」を「2,425円」に改め、同号ウ中「3,560円」を「3,880円」に改め、同号エ中「4,450円」を「4,850円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。